



宮 崎 県 公 報

平成24年 5 月 28 日 (月曜日) 第 2390 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○薬事法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療業務課) 1	頁
告 示	
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 15	
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 16	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 16	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 17	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 18	
○介護老人保健施設の開設許可…………… (“) 18	

○指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (長寿介護課) 18	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 18	
○指定事務所登録機関の事務所登録等事務を行う 事務所の所在地の変更…………… (建築住宅課) 19	

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見…………… (商業支援課) 20	
○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請 の適当の決定…………… (農村整備課) 20	
○入札公告…………… 20	

正 誤

○平成24年 3 月 30 日付け県公報 (号外第 21 号) 中…………… 21	
---	--

規 則

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第34号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則 (昭和36年宮崎県規則第42号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(書類の提出)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項の書類は、厚生労働大臣に提出するものにあつては正副 3 通を、知事に提出するものにあつては正副 2 通とする。ただし、次の各号に掲げる書類にあつては、当該各号の部数とする。</p> <p>(1) 配置販売業及び特例販売業の許可申請又はこれらの取扱品目変更追加に関する書類 正副 3 通</p> <p>(2) [略]</p> <p>(許可更新申請の期限)</p> <p>第 3 条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者は、法第 4 条第 2 項に規定する薬局開設の許可の更新又は法第 24 条第 2 項に規定する医薬品販売業の許可の更新を受けようとするときは、その許可の有効期間満了日の 1 月前までに、申請書を提出しなければならない。</p> <p>(管理薬剤師の薬事従事許可の申請)</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項の書類は、厚生労働大臣に提出するものにあつては正副 3 通を、知事に提出するものにあつては正副 2 通とする。ただし、次の各号に掲げる書類にあつては、当該各号の部数とする。</p> <p>(1) 薬事法の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 69 号。以下「改正法」という。) 附則第 10 条に規定する既存配置販売業者 (以下「既存配置販売業者」という。) による許可申請又は取扱品目変更追加に関する書類 正副 3 通</p> <p>(2) 改正法附則第 14 条の旧法第 35 条の許可を受けている者 (以下「特例販売業者」という。) による取扱品目変更追加に関する書類 正副 3 通</p> <p>(3) [略]</p> <p>(許可更新申請の期限)</p> <p>第 3 条 薬局開設者又は医薬品の販売業若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可を受けた者は、法第 4 条第 2 項に規定する薬局開設の許可の更新、法第 24 条第 2 項に規定する医薬品販売業の許可の更新又は法第 39 条第 4 項に規定する高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可の更新を受けようとするときは、その許可の有効期間満了日の 1 月前までに、申請書を提出しなければならない。</p> <p>(薬局の管理者等の薬局等以外の場所での薬事従事許可の申請)</p>

第 4 条 法第 7 条第 3 項ただし書（法第 27 条において準用する場合を含む。）の規定により、薬局又は一般販売業の管理者が他の場所で薬事業務に従事する許可を受けようとするときは、別記様式第 1 号による申請書を提出しなければならない。

2・3 [略]

（薬種商試験）

第 5 条 法第 28 条第 2 項の試験（以下「薬種商試験」という。）は、薬種商販売業の許可を受けようとする店舗（以下「店舗」という。）の構造設備が薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 3 条第 1 号から第 3 号までに適合するものを有する者について行うものとする。

2 薬種商試験は、学科試験及び実地試験とする。

3 学科試験は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1）法、覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）その他薬事関係法令

（2）日本薬局方及び基礎化学

（3）医薬品の性状、貯蔵方法及び取扱上の注意事項

4 実地試験は、医薬品の実物鑑定及び取扱方法について行うものとする。

（合格者に対する通知等）

第 6 条 知事は、薬種商試験の合格者（以下「合格者」という。）を決定したときは、その旨を合格者に通知するものとする。

2 合格者は、前項の規定による通知を受けたときは、店舗の構造設備を薬局等構造設備規則第 3 条第 4 号から第 6 号までに適合するように、速やかに整備しなければならない。

3 合格者は、前項の規定により店舗の構造設備を整備したときは、直ちに、その旨を別記様式第 4 号による届書により知事に届け出なければならない。

（合格証明書の交付）

第 6 条の 2 知事は、合格者から申請があったときは、別記様式第 5 号による合格証明書を交付する。

2 前項の合格証明書の交付を受けようとする合格者は、別記様式第 6 号による申請書を知事に提出しなければならない。

（不正行為の禁止）

第 7 条 知事は、薬種商試験の受験者に不正の行為があった場合には、その者の受験を停止させ、又はその試験を無効とするものとする。

（取扱品目の指定、変更等）

第 8 条 知事は、法第 30 条第 1 項又は第 35 条の規定により、配置販売業又は特例販売業の許可の品目を指定したときは、医薬品販売業許可証に添えて当該申請書の副本を返付するものとする。

2 知事は、省令第 159 条の規定による取扱品目の変更又は追加の申請に基づき承認したときは、別記様式第 7 号による承認書に添えて、申請書の副本を返付するものとする。

（配置従事の届出）

第 9 条 法第 32 条の規定による配置従事の届出は、別記様式第 8 号によって、従事する日の 10 日前までに行わなければならない。

（身分証明書の書換え交付及び再交付）

第 4 条 法第 7 条第 3 項ただし書、第 28 条第 3 項ただし書又は第 35 条第 3 項ただし書の許可を受けようとするときは、別記様式第 1 号による申請書を提出しなければならない。

2・3 [略]

（薬局開設者による薬局に関する情報の提供等）

第 5 条 法第 8 条の 2 第 1 項の規定による報告は、別記様式第 4 号により、毎年 1 回、10 月 1 日から 10 月 31 日までに行わなければならない。

2 新たに薬局開設の許可を受けた者は、前項に定めるもののほか、薬局の開設後速やかに、別記様式第 4 号により報告しなければならない。

3 法第 8 条の 2 第 2 項の規定による報告は、別記様式第 4 号により行わなければならない。

（取扱品目の指定、変更等）

第 6 条 知事は、既存配置販売業者に係る業務の許可の品目を指定したときは、医薬品販売業許可証に添えて当該申請書の副本を返付するものとする。

2 知事は、薬事法施行規則等を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 10 号。以下「改正省令」という。）附則第 12 条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令第 1 条の規定による改正前の省令（以下「旧省令」という。）第 159 条の規定による取扱品目の変更又は追加の申請に基づき承認したときは、別記様式第 5 号による承認書に添えて、申請書の副本を返付するものとする。

（配置従事の届出）

第 7 条 法第 32 条の規定による配置従事の届出は、別記様式第 6 号によって、従事する日の 10 日前までに行わなければならない。

（身分証明書の書換え交付及び再交付）

第10条 配置販売業者又はその配置員は、法第33条の規定により交付を受けた配置従事者身分証明書（以下「身分証明書」という。）の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第9号による申請書に、その身分証明書及び変更を証する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

2 配置販売業者又はその配置員は、交付を受けた身分証明書を破り、よごし、又は失ったときは、別記様式第10号による申請書に、破り、又はよごした身分証明書及び省令第157条第2項第1号に掲げる写真を添えて、知事に提出しなければならない。

第11条 [略]

（特例販売業許可の申請）

第12条 省令第150条に規定する特例販売業許可申請書の様式中、都道府県知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請店舗所在市町村及び申請地域の面積、戸数、人口、地勢及び交通の状況
- (2) 申請店舗周辺の既設店舗等の状況

2 前項各号に掲げる事項の記載は、別記様式第11号により特例販売業許可申請書に別紙として添えなければならない。

（登録販売者試験）

第13条 法第36条の4第1項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者は、別記様式第12号による受験願書を知事に提出しなければならない。

（準用）

第14条 登録販売者試験については、第7条の規定を準用する。

（管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出済証の交付）

第15条 知事は、法第39条の3第1項の規定による届出をした者から申請があったときは、別記様式第13号による届出済証を交付する。

2 前項の届出済証の交付を受けようとする者は、別記様式第14号による交付申請書を提出しなければならない。

別記

様式第1号（第4条関係）

管理薬剤師薬事従事許可申請書

管理薬剤師	[略]
[略]	[略]

[略]

様式第2号（第4条関係）

[略]

第8条 配置販売業者（既存配置販売業者を含む。次項において同じ。）又はその配置員は、法第33条の規定により交付を受けた配置従事者身分証明書（以下「身分証明書」という。）の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第7号による申請書に、その身分証明書及び変更を証する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

2 配置販売業者又はその配置員は、交付を受けた身分証明書を破り、汚し、又は失ったときは、別記様式第8号による申請書に、破り、又は汚した身分証明書及び省令第151条第2項第1号（既存配置販売業者又はその配置員にあっては、旧省令第157条第2項第1号）に掲げる写真を添えて、知事に提出しなければならない。

第9条 [略]

（登録販売者試験）

第10条 法第36条の4第1項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者は、別記様式第9号による受験申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、登録販売者試験の受験者に不正の行為があった場合には、その者の受験を停止させ、又はその試験を無効とするものとする。

（販売従事登録証の返納）

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに別記様式第10号による届出書に販売従事登録証を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 省令第159条の10第4項第2号又は第3号の規定により登録を消除されたとき。
- (2) 省令第159条の12第4項の規定により登録証を返納するとき。

（管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出済証の交付）

第12条 知事は、法第39条の3第1項の規定による届出をした者から申請があったときは、別記様式第11号による届出済証を交付する。

2 前項の届出済証の交付を受けようとする者は、別記様式第12号による交付申請書を提出しなければならない。

別記

様式第1号（第4条関係）

薬局の管理者等の薬局等以外の場所薬事従事許可申請書

薬局の管理者	[略]
店舗管理者	[略]
営業所管理者	[略]

[略]

様式第2号（第4条関係）

[略]

<p>第 7 条第 3 項 薬事法 の規定に基づ 第 27 条において準用する同法第 7 条第 3 項 き、下記のとおり許可します。 [略] 様式第 3 号（第 4 条関係） 管理薬剤師薬事従事廃止届出 [略]</p>	<p>第 7 条第 3 項 薬事法第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり許可します 第 35 条第 3 項 。 [略] 様式第 3 号（第 4 条関係） 薬局の管理者等の薬局等以外の場所薬事従事廃止届出 [略]</p>
---	---

別記様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

薬局機能情報報告書

平成 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

薬 局 名 ()

許 可 番 号 ()

薬事法第 8 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり薬局に関する情報を報告します。

記

報 告 区 分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更(基本情報)	<input type="checkbox"/> 定期報告(年 1 回)
---------	-----------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------

第 1 管理、運営、サービス等に関する事項

1 基本情報

(1) 薬局の名称

フリガナ	
名 称	
ローマ字	

(2) 薬局開設者 (法人にあっては、業務を行う役員のうち代表者の氏名)

フリガナ	
開設者氏名	

(3) 薬局の管理者

フリガナ	
管理者氏名	

(4) 薬局の所在地

郵便番号	
フリガナ	
所在地	
英語表記	

(5) 電話番号及びファクシミリ番号 (個人の携帯・PHS番号は記載しないでください)

営業日の営業時間内	電話番号
	F A X 番号
営業時間外	電話番号
	F A X 番号

(6) 営業日及び営業時間

営業日・開局時間 (開局曜日にレを入れて ください) (8:30~19:00等)	<input type="checkbox"/> 月曜日 (: ~ :)
	<input type="checkbox"/> 火曜日 (: ~ :)
	<input type="checkbox"/> 水曜日 (: ~ :)
	<input type="checkbox"/> 木曜日 (: ~ :)
	<input type="checkbox"/> 金曜日 (: ~ :)
	<input type="checkbox"/> 土曜日 (: ~ :)
	<input type="checkbox"/> 日曜日 (: ~ :)
特別な休業日	(年末年始、お盆、第3〇曜日等)

2 薬局へのアクセス

(1) 薬局までの主な利用交通手段

最寄り駅やバス停 (徒歩での所要時間)	から徒歩 () 分
------------------------	------------

(2) 薬局の駐車場

駐車場の有無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料)	駐車台数	台
	<input type="checkbox"/> 無 (最寄りに <input type="checkbox"/> 無料、 <input type="checkbox"/> 有料駐車場あり)	駐車台数	台

(3) ホームページアドレス (URL)

http://
<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料

(4) 電子メールアドレス

--

3 薬局サービス等

(1) 相談に対する対応の可否

対応可能な 相談内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> お薬相談	<input type="checkbox"/> 漢方相談
	<input type="checkbox"/> 禁煙相談	<input type="checkbox"/> 介護相談
	<input type="checkbox"/> 公衆衛生相談	<input type="checkbox"/> 育児相談
	<input type="checkbox"/> 誤飲・誤食等の中毒相談	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	時間外の対応	
	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	

(2) 対応することができる外国語の種類

(複数選択可)	レベル及び事前連絡の要否			
<input type="checkbox"/> 英語	<input type="checkbox"/> 片言	<input type="checkbox"/> 日常会話	<input type="checkbox"/> 母国語	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要
<input type="checkbox"/> ハングル(韓国・朝鮮語)	<input type="checkbox"/> 片言	<input type="checkbox"/> 日常会話	<input type="checkbox"/> 母国語	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要
<input type="checkbox"/> 広東語	<input type="checkbox"/> 片言	<input type="checkbox"/> 日常会話	<input type="checkbox"/> 母国語	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要
<input type="checkbox"/> 北京語	<input type="checkbox"/> 片言	<input type="checkbox"/> 日常会話	<input type="checkbox"/> 母国語	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要
<input type="checkbox"/> 台湾語	<input type="checkbox"/> 片言	<input type="checkbox"/> 日常会話	<input type="checkbox"/> 母国語	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要
<input type="checkbox"/> その他	対応外国語 ()			
	対応外国語 ()			

(3) 障がい者に対する配慮

聴覚障がい者に 対するサービス (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 手話による服薬指導が可能	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要
	<input type="checkbox"/> 画面表示による服薬指導が可能	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要
	<input type="checkbox"/> 筆談や文書による服薬指導が可能	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要
視覚障がい者に 対するサービス (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 薬袋への点字表示が可能	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要
	<input type="checkbox"/> 薬剤への点字表示が可能	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要
	<input type="checkbox"/> 服薬指導文書への点字表示が可能	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要
	<input type="checkbox"/> 音声案内	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 事前連絡必要

(4) 車椅子の利用者に対する配慮

車椅子での来局 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> スロープの設置
	<input type="checkbox"/> 手すりの設置
<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 身体障がい者用トイレの設置
	<input type="checkbox"/> 車椅子利用者用駐車場の完備
	<input type="checkbox"/> 点状ブロックの設置
	<input type="checkbox"/> 昇降機の設置
	<input type="checkbox"/> その他 ()

(5) 受動喫煙を防止するための措置

禁 煙 対 策	<input type="checkbox"/> 全面禁煙	<input type="checkbox"/> 未実施
	<input type="checkbox"/> 喫煙所設置 (分煙)	

4 費用負担

(1) 医療保険及び公費負担等の取扱い

健康保険法に基づく保険薬局としての指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
生活保護法に基づく指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
戦傷病者特別援護法に基づく指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
障害者自立支援法に基づく指定の有無 (精神通院医療)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
障害者自立支援法に基づく指定の有無 (育成医療・更生医療)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
労働者災害補償保険法に基づく指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

(2) クレジットカードによる料金の支払の可否

料金支払いの可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
利用可能な種類	取扱カードの種類 ()

第 2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

1 業務内容、提供サービス

(1) 認定薬剤師の種類及び人数

中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。	<input type="checkbox"/> 研修認定薬剤師 (日本薬剤師会研修センター)	()	()	人
	<input type="checkbox"/> 漢方薬・生薬認定薬剤師 (日本薬剤師会研修センター)	()	()	人
	<input type="checkbox"/> 認定実務実習指導薬剤師 (日本薬剤師会研修センター)	()	()	人
	<input type="checkbox"/> その他 ()	()	()	人
	<input type="checkbox"/> その他 ()	()	()	人

(2) 薬局の業務内容

①無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否 (届出施設)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
②一包化薬に係る調剤の実施の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
③麻薬に係る調剤の実施の可否 (麻薬小売業免許取得施設)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
④浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
⑤薬局製剤実施の可否 (承認・許可施設)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
⑥医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否 (在宅患者訪問薬剤管理指導届出施設)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
⑦薬剤服用歴管理の実施の有無	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
⑧薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 (お薬手帳)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否

(3) 地域医療連携体制

在宅医療・ 地域医療への参加 ----- 地域住民に対する 啓発活動への参加	在宅医療や輪番制への取組	<input type="checkbox"/> 実施	<input type="checkbox"/> 未実施
	地域住民や学校教育等への啓発活動	<input type="checkbox"/> 実施	<input type="checkbox"/> 未実施

2 実績、結果等に関する事項

(1) 薬局の薬剤師数

薬剤師数 (常勤換算後の薬剤師数)	()	人
----------------------	-----	---

(2) 医療安全対策

医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無	<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無
-----------------------------	----------------------------	---	----------------------------

(3) 情報開示の体制

患者情報の開示	<input type="checkbox"/> 可	・	<input type="checkbox"/> 否
---------	----------------------------	---	----------------------------

(4) 症例を検討するための会議等

症例検討会等の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 実施	・	<input type="checkbox"/> 未実施
---------------	-----------------------------	---	------------------------------

(5) 処方せん応需者の数

延べ患者数 (実数)	()	人
------------	-----	---

(6) 患者満足度の調査

調査の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無
調査結果の提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無

別記様式第 5 号及び別記様式第 6 号を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第 7 号（第 8 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">追加</p> <p>薬事法施行規則第 159 条の規定に基づく品目の については</p> <p style="text-align: center;">変更</p> <p>、下記のとおり承認します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 5 号（第 6 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>薬事法施行規則等を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる同省令第 1 条の規定による改正前の薬事法施行規則第 159 条又は薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第14条の規定に基づく品目の追加又は変更については、下記のとおり承認します。</p> <p>[略]</p>

別記様式第 5 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 7 号 (第 8 条関係)

配置従事者身分証明書書換え交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
申請者
氏 名



下記により、配置従事者身分証明書の書換えを申請をします。

記

配置従事者	種 別	薬剤師・登録販売者・一般従事者	
	身分証明書 番 号	第 号	
配置販売 業 者	氏 名		
	住 所		
	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日		
変更事項		変更前	
		変更後	
備 考			

注 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第 8 号から別記様式第10号までを次のように改める。

様式第 8 号 (第 8 条関係)

配置従事者身分証明書再交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

印

下記により、配置従事者身分証明書の再交付を申請します。

記

配置従事者	種 別	薬剤師・登録販売者・一般従事者
	身分証明書 番 号	第 号
配置販売 業 者	氏 名	
	住 所	
	許 可 番 号	
	許 可 年 月 日	
再交付申 請の理由		
備 考		

注 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 9 号（第 10 条関係）

登 録 販 売 者 試 験 受 験 申 請 書

本 籍		※都道府県名（外国籍を有する者は 国名）を記入すること。	
住 所	〒		
連絡先 電話番号		※携帯電話等、平日の日中に確実に 連絡のつく番号を記入すること。	
ふりがな 氏 名	印		
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
備 考			

薬事法第 36 条の 4 第 1 項の規定による登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

宮崎県知事 殿

- 注 1) この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。
- 注 2) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 注 3) 字は、墨、インク等を用い、楷書で明瞭に書くこと。
- 注 4) 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

様式第10号 (第11条関係)

販売従事登録証返納届出書

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
返納理由及び年月日	
備 考	

上記により販売従事登録証を返納します。

年 月 日

届出者

住 所

氏 名



宮崎県知事

殿

別記様式第11号及び別記様式第12号を削る。

別記様式第13号中「(第15条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を別記様式第11号とする。

別記様式第14号中「(第15条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を別記様式第12号とする。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 373号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成24年5月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅サ ー ビ ス 業 所		指定居宅サ ー ビ ス 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550380051	のべおか老健あ たご	宮崎県延岡市中島 町4丁目314番地 3	医療法人社団光学 堂	宮崎県延岡市愛宕 町3丁目161番地	平成24年3月1日	通所リハビリテ ーション
4550380051	のべおか老健あ たご	宮崎県延岡市中島 町4丁目314番地 3	医療法人社団光学 堂	宮崎県延岡市愛宕 町3丁目161番地	平成24年3月1日	短期入所療養介 護
4570106171	株式会社ケアサポ ートフェニックス	宮崎県宮崎市清武 町加納一丁目10番 地	株式会社ケアサポ ートフェニックス	宮崎県宮崎市清武 町加納一丁目10番 地	平成24年3月1日	福祉用具貸与
4570106171	株式会社ケアサポ ートフェニックス	宮崎県宮崎市清武 町加納一丁目10番 地	株式会社ケアサポ ートフェニックス	宮崎県宮崎市清武 町加納一丁目10番 地	平成24年3月1日	特定福祉用具販 売
4570106189	通所介護さわやか	宮崎県宮崎市本郷 北方2118番地	医療法人清涼会	宮崎県宮崎市本郷 北方2107番地1	平成24年3月1日	通所介護
4570106197	訪問介護さわやか	宮崎県宮崎市本郷 北方2118番地	医療法人清涼会	宮崎県宮崎市本郷 北方2107番地1	平成24年3月1日	訪問介護
4570202442	ハートケアヘルパ ーステーション	宮崎県都城市早水 町18-5	有限会社ハートケ ア	宮崎県北諸県郡三 股町樺山4386番地 26	平成24年3月1日	訪問介護
4570202467	デイサービスリオ ン	宮崎県都城市北原 町22街区1号フェ リチャーレ1-2	株式会社DRF	宮崎県都城市安久 町4657番地4	平成24年3月1日	通所介護
4570202475	デイサービスねお	宮崎県都城市金田 町2263番地	医療法人社団正立 会黒松病院	宮崎県都城市金田 町2263番地	平成24年3月1日	通所介護
4570601007	宝園	宮崎県日向市富高 6276番地21	合同会社クワイ ェトライフ	宮崎県日向市富高 6276番地21	平成24年3月1日	通所介護
4570601015	デイサービスあく た東郷店	宮崎県日向市東郷 町山陰字後口原辛 826番地2	株式会社アワダホ ーム	宮崎県日向市東郷 町山陰字後口原辛 826番地2	平成24年3月1日	通所介護
4570106213	ハートフル・ケア 小松	宮崎県宮崎市小松 3259番地	中央クリエート株 式会社	宮崎県宮崎市小松 3266番地	平成24年3月5日	訪問介護
4570106221	ハートフル・ケア 小松	宮崎県宮崎市小松 3259番地	中央クリエート株 式会社	宮崎県宮崎市小松 3266番地	平成24年3月5日	通所介護
4570800518	ミュージズの朝西都 訪問ヘルパーステ ーション	宮崎県西都市岡富 大字九樹園658番 地2	社会福祉法人報謝 会	宮崎県西諸県郡高 原町蒲牟田7348番 地2	平成24年3月8日	訪問介護
4570800526	ミュージズの朝西都 デイサービスセン ター	宮崎県西都市岡富 大字九樹園658番 地2	社会福祉法人報謝 会	宮崎県西諸県郡高 原町蒲牟田7348番 地2	平成24年3月8日	通所介護

4570106270	ヘルパーステーション・グランマ	宮崎県宮崎市生目23番地	有限会社セカンドステージ	宮崎県宮崎市生目23番地	平成24年3月22日	訪問介護
4570106288	デイサービスセンター平和の森	宮崎県宮崎市平和が丘西町34番1	株式会社ワック	宮崎県宮崎市平和が丘西町34番1	平成24年3月27日	通所介護
4570202509	いきいきわくわく健康増進クラブ	宮崎県都城市志比田町4930番地3	合同会社ブランニング・PRO	宮崎県都城市志比田町11025番地4	平成24年3月28日	通所介護

宮崎県告示第 374号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成24年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301947	居宅介護支援事業所あたご	宮崎県延岡市中島町四丁目314番地3号のべおか老健あたご内	医療法人社団光学堂	宮崎県延岡市愛宕町三丁目161番地	平成24年3月1日	居宅介護支援
4570600991	居宅介護支援事業所愛あい	宮崎県日向市財光寺2939番地8	特定非営利活動法人あつたかほーむ愛あい	宮崎県日向市財光寺2939番地8	平成24年3月1日	居宅介護支援
4570106205	ハートフル・ケア小松	宮崎県宮崎市小松3259番地	中央クリエート株式会社	宮崎県宮崎市小松3266番地	平成24年3月5日	居宅介護支援
4570400939	ケアプランセンター心の芽	宮崎県日南市殿所81番地4	特定非営利活動法人心の芽	宮崎県日南市殿所81番地1	平成24年3月26日	居宅介護支援

宮崎県告示第 375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成24年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550380051	のべおか老健あたご	宮崎県延岡市中島町4丁目314番地3	医療法人社団光学堂	宮崎県延岡市愛宕町3丁目161番地	平成24年3月1日	介護予防通所リハビリテーション
4550380051	のべおか老健あたご	宮崎県延岡市中島町4丁目314番地3	医療法人社団光学堂	宮崎県延岡市愛宕町3丁目161番地	平成24年3月1日	介護予防短期入所療養介護
4570106171	株式会社ケアサポートフェニックス	宮崎県宮崎市清武町加納一丁目10番地	株式会社ケアサポートフェニックス	宮崎県宮崎市清武町加納一丁目10番地	平成24年3月1日	介護予防福祉用具貸与
4570106171	株式会社ケアサポートフェニックス	宮崎県宮崎市清武町加納一丁目10番地	株式会社ケアサポートフェニックス	宮崎県宮崎市清武町加納一丁目10番地	平成24年3月1日	特定介護予防福祉用具販売
4570106189	通所介護さわやか	宮崎県宮崎市本郷北方2118番地	医療法人清涼会	宮崎県宮崎市本郷北方2107番地1	平成24年3月1日	介護予防通所介護
4570106197	訪問介護さわやか	宮崎県宮崎市本郷北方2118番地	医療法人清涼会	宮崎県宮崎市本郷北方2107番地1	平成24年3月1日	介護予防訪問介護
4570202442	ハートケアヘルパーステーション	宮崎県都城市早水町18-5	有限会社ハートケア	宮崎県北諸県郡三股町樺山4836番地	平成24年3月1日	介護予防訪問介護

				26		
4570202467	デイサービスリオン	宮崎県都城市北原町22街区1号フェリチャーレ1-2	株式会社DRF	宮崎県都城市安久町4657番地4	平成24年3月1日	介護予防通所介護
4570202475	デイサービスねお	宮崎県都城市金田町2263番地	医療法人社団正立会黒松病院	宮崎県都城市金田町2263番地	平成24年3月1日	介護予防通所介護
4570601007	宝園	宮崎県日向市富高6276番地21	合同会社クリエイティブ	宮崎県日向市富高6276番地21	平成24年3月1日	介護予防通所介護
4570601015	デイサービスあくた東郷店	宮崎県日向市東郷町山陰字後口原辛826番地2	株式会社アワダホーム	宮崎県日向市東郷町山陰字後口原辛826番地2	平成24年3月1日	介護予防通所介護
4572200253	デイサービス喜楽館	宮崎県西臼杵郡高千穂町押方941番地1	有限会社鶴鶴	宮崎県西臼杵郡高千穂町押方1303番地3	平成24年3月1日	介護予防通所介護
4570106213	ハートフル・ケア小松	宮崎県宮崎市小松3259番地	中央クリエート株式会社	宮崎県宮崎市小松3266番地	平成24年3月5日	介護予防訪問介護
4570106221	ハートフル・ケア小松	宮崎県宮崎市小松3259番地	中央クリエート株式会社	宮崎県宮崎市小松3266番地	平成24年3月5日	介護予防通所介護
4570106270	ヘルパーステーション・グランマ	宮崎県宮崎市生目23番地	有限会社セカンドステージ	宮崎県宮崎市生目23番地	平成24年3月22日	介護予防訪問介護
4570106288	デイサービスセンター平和の森	宮崎県宮崎市平和が丘西町34番1	株式会社ワック	宮崎県宮崎市平和が丘西町34番1	平成24年3月27日	介護予防通所介護
4570202509	いきいきわくわく健康増進クラブ	宮崎県都城市志比田町4930番地3	合同会社プランニング・PRO	宮崎県都城市志比田町11025番地4	平成24年3月28日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 376号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510116793	雁ヶ音クリニック	宮崎県宮崎市東大宮4-20-3	医療法人春光会	宮崎県宮崎市湊川3丁目8番5号	平成24年3月26日	短期入所療養介護
4510210919	医療法人敬和会戸嶋病院	宮崎県都城市郡元1-9-5	医療法人敬和会	宮崎県都城市郡元1丁目9番地5	平成24年3月31日	短期入所療養介護
4560390009	訪問看護ステーション「サンケア」	宮崎県延岡市出北1丁目3番20号	医療法人社団永和舎	宮崎県延岡市出北1-3-20	平成24年3月31日	訪問看護
4560790026	訪問看護ステーションたんぼぼ	宮崎県串間市奈留5298-3	医療法人秀英会	宮崎県串間市奈留5284-3	平成24年3月31日	訪問看護
4570100778	国富倶楽部	宮崎県宮崎市本郷南方5	社会福祉法人春生会	宮崎県宮崎市本郷南方5	平成24年3月31日	通所介護
4570101784	大和ヘルスケア宮崎	宮崎県宮崎市稗原町11番地1	大和ヘルスケア株式会社	宮崎県宮崎市稗原町11番地1	平成24年3月31日	特定福祉用具販売
4570102303	三宮リスプデイサービス	宮崎県宮崎市北川内町円光明6338の1	有限会社三宮	宮崎県宮崎市北川内町円光明6338の1	平成24年3月31日	通所介護
4570102386	株式会社やましん	宮崎県宮崎市江平西一丁目5番46号	株式会社やましん	宮崎県宮崎市江平西一丁目5番46号	平成24年3月31日	特定福祉用具販売
4570200255	ホームケア ほっと郡元	宮崎県都城市志比田町10871番	医療法人敬和会	宮崎県都城市郡元1丁目9番地5	平成24年3月31日	訪問看護
4570200941	大和ヘルスケア都	宮崎県都城市高木	大和ヘルスケア株	宮崎県宮崎市稗原	平成24年3月31日	特定福祉用具販

	城	町7030番地	株式会社	町11番地1		売
4570200941	大和ヘルスケア都城	宮崎県都城市高木町7030番地	大和ヘルスケア株式会社	宮崎県宮崎市稗原町11番地1	平成24年3月31日	福祉用具貸与
4570301160	養護老人ホーム若葉荘	宮崎県延岡市若葉町1丁目2734	社会福祉法人みのり会	宮崎県延岡市岡元町630番地1	平成24年3月31日	特定施設入居者生活介護
4571800251	紙屋デイサービスホーム	宮崎県小林市野尻町紙屋773-248	有限会社サン・ヴィレッジ	宮崎県小林市野尻町紙屋773-85	平成24年3月31日	通所介護

宮崎県告示第 377号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅介護支援 事業所		指定居宅介護支援 業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4570301848	居宅介護支援事業 所 でんでんむし	宮崎県延岡市平田 町1109	合同会社かたつむ り	宮崎県延岡市平田 町1109	平成24年3月23日	居宅介護支援

宮崎県告示第 378号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、
次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成24年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	介護老人保健施設		開設者		許可 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4550380051	のべおか老健あたご	宮崎県延岡市中島 町4丁目314番地 3	医療法人社団光学 堂	宮崎県延岡市愛宕 町3丁目161番地	平成24年3月1日	介護老人保健施設

宮崎県告示第 379号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次
の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成24年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定介護療養型医療施設		開設者		辞退 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4510116793	雁ヶ音クリニック	宮崎県宮崎市東大 宮4-20-3	医療法人春光会	宮崎県宮崎市淀川 3丁目8番5号	平成24年3月26日	介護療養型医療 施設
4510210919	医療法人敬和会戸 嶋病院	宮崎県都城市郡元 1丁目9番地5	医療法人敬和会	宮崎県都城市郡元 1丁目9番地5	平成24年3月31日	介護療養型医療 施設

宮崎県告示第 380号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、
指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があっ
た。

平成24年5月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4572100826	輝楽デイサービス	宮崎県日向市東郷町山陰辛 826番地2	有限会社輝楽	宮崎県日向市東郷町山陰辛 826番地2	平成24年3月1日	介護予防通所介護
4510116793	雁ヶ音クリニック	宮崎県宮崎市東大宮4-20-3	医療法人春光会	宮崎県宮崎市淀川3丁目8番5号	平成24年3月26日	介護予防短期入所療養介護
4510210919	医療法人敬和会戸嶋病院	宮崎県都城市郡元1-9-5	医療法人敬和会	宮崎県都城市郡元1丁目9番地5	平成24年3月31日	介護予防短期入所療養介護
4560290076	訪問看護ステーションかえで	宮崎県都城市五十町1694番地2	有限会社訪問看護ステーションかえで	宮崎県都城市五十町1694番地2	平成24年3月31日	介護予防訪問看護
4560390009	訪問看護ステーション「サンケア」	宮崎県延岡市出北1丁目3番20号	医療法人社団永和舎	宮崎県延岡市出北1-3-20	平成24年3月31日	介護予防訪問看護
4560790026	訪問看護ステーションたんぼぼ	宮崎県串間市奈留5298-3	医療法人秀英会	宮崎県串間市奈留5284-3	平成24年3月31日	介護予防訪問看護
4570100778	国富倶楽部	宮崎県宮崎市本郷南方5	社会福祉法人春生会	宮崎県宮崎市本郷南方5	平成24年3月31日	介護予防通所介護
4570101784	大和ヘルスケア宮崎	宮崎県宮崎市稗原町11番地1	大和ヘルスケア株式会社	宮崎県宮崎市稗原町11番地1	平成24年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
4570102303	三宮リスプデイサービス	宮崎県宮崎市北川内町円光明6338の1	有限会社三宮	宮崎県宮崎市北川内町円光明6338の1	平成24年3月31日	介護予防通所介護
4570102386	株式会社やましん	宮崎県宮崎市江平西一丁目5番46号	株式会社やましん	宮崎県宮崎市江平西一丁目5番46号	平成24年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
4570200255	ホームケア ほっと郡元	宮崎県都城市志比田町 10871番	医療法人敬和会	宮崎県都城市郡元1丁目9番地5	平成24年3月31日	介護予防訪問介護
4570200909	サービス事業所わたなべ	宮崎県都城市南鷹尾町21-8	有限会社ワタナベスポーツ	宮崎県都城市南鷹尾町21-8	平成24年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
4570200941	大和ヘルスケア都城	宮崎県都城市高木町7030番地	大和ヘルスケア株式会社	宮崎県宮崎市稗原町11番地1	平成24年3月31日	介護予防福祉用具貸与
4570200941	大和ヘルスケア都城	宮崎県都城市高木町7030番地	大和ヘルスケア株式会社	宮崎県宮崎市稗原町11番地1	平成24年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
4570301160	養護老人ホーム若葉荘	宮崎県延岡市若葉町1丁目2734	社会福祉法人みのり会	宮崎県延岡市岡元町 630番地1	平成24年3月31日	介護予防特定施設入居者生活介護
4570900177	ホームヘルプステーション渡辺	宮崎県えびの市向江 929番地	医療法人渡辺医院	宮崎県えびの市向江 929番地	平成24年3月31日	介護予防訪問介護
4571800251	紙屋デイサービスホーム	宮崎県小林市野尻町紙屋 773-248	有限会社サン・ヴァレッチ	宮崎県小林市野尻町紙屋 773-85	平成24年3月31日	介護予防通所介護
4571900077	綾町社会福祉協議会	宮崎県東諸県郡綾町南俣 615番地	社会福祉法人綾町社会福祉協議会	宮崎県東諸県郡綾町南俣 615	平成24年3月31日	介護予防訪問入浴介護
4571900127	国富町森永デイサービスセンター	宮崎県東諸県郡国富町竹田 141-1	社会福祉法人森竹福祉会	宮崎県東諸県郡国富町竹田 141-2	平成24年3月31日	介護予防訪問介護
4572100016	特別養護老人ホームシルバスターうなまの里	宮崎県東臼杵郡美郷町北郷区宇納間170	社会福祉法人平成会	宮崎県東臼杵郡美郷町北郷区宇納間170	平成24年3月31日	介護予防訪問入浴介護

宮崎県告示第 381号

建築士法（昭和25年法律第 202号）第26条の3第3項において準

用する同法第10条の6第2項の規定により、指定事務所登録機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 届出者の名称
社団法人宮崎県建築士事務所協会
- 2 変更後の事務所登録等事務を行う事務所の所在地
宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 9 番 19 号 宮崎県建設会館 4 階
- 3 変更しようとする年月日
平成 24 年 4 月 1 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成 24 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープみやざき財光寺店
日向市財光寺 173 番地 1 外 13 筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成 24 年 2 月 29 日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成 24 年 5 月 28 日から平成 24 年 6 月 28 日まで

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市、綾町、小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 24 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間
平成 24 年 5 月 28 日から平成 24 年 6 月 25 日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所揭示場、宮崎市高岡総合支所揭示場、綾町役場揭示場、小林市野尻庁舎揭示場

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成 24 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項
(1) 借入物品及び数量 普通教室無線 LAN・タブレット型情報

端末 一式

- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成 24 年 9 月 30 日
- (4) 契約期間 平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで（60 月）
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成 24 年宮崎県告示第 163 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他の者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成 24 年 6 月 12 日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当
宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号

郵便番号 880-8502 電話番号0985 (44) 2601

- (2) 期間 平成24年5月28日から平成24年7月11日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当
 - (2) 期間 平成24年5月28日から平成24年6月19日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室
 - (2) 日時 平成24年6月4日午前10時
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当
 - (2) 提出期限 平成24年7月11日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室
 - (2) 日時 平成24年7月12日午後2時
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当
宮崎市橘通東1丁目9番10号
郵便番号 880-8502 電話番号0985 (44) 2601
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service required:Classroom wireless LAN and Tablet-type information terminal：1 unit
 - (2) Time limit for tender: 5:00p.m,11 July,2012
 - (3) Contact point for the notice: Education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education,1- 9 -10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan.
TEL: 0985-44-2601

正 誤

平成24年3月30日付け県公報（号外第21号）中

10	入居者において	入居者において
----	---------	---------

ページ	誤	正
9	するとは	するときは

--	--